

# 住所表示の変更により必要となる手続きについて

## 官公署関係

住所表示の変更により手続きが必要になる主なものを掲載しています。住所表示の変更があった場合は、次の表を参考のうえ手続きを行ってください。なお、詳しいことは関係機関へお問い合わせください。

件 名	関 係 機 関	手 続 き															
介護サービス提供事業者の指定、許可を受けている方、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設について	福岡県保健福祉部介護保険室 (指導育成係) 福岡市博多区東公園7-7 (福岡県庁) ☎092-643-3322	次の事項について、変更の届出が必要です。 ・事業所(施設)の所在地 ・開設者の主たる事務所の所在地(開設者が法人でない場合は、開設者の住所) ・開設者の代表者の住所 ・事業所の管理者の住所 ・指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の住所 なお、届出に際しては、住所表示の変更に伴う届出である旨を記載してください。															
動物用医薬品販売業許可証(一般・特例・薬種商)の交付を受けている方 動物診療施設の開設届を出している方	福岡県中央家畜保健衛生所 福岡市博多区井相田2-1-3 ☎092-581-0325	証明書添えて30日以内に手続きが必要です。 証明書添えて10日以内に手続きが必要です。															
計量証明事業登録を受けている方 特定計量器製造(修理・販売)事業届出を出している方 適正計量管理事業所の指定を受けている方	福岡県計量検定所 粕屋郡粕屋町大字大隈188番地の2 ☎092-939-1541	証明書を添付のうえ変更手続きを行ってください。															
猟銃・空気銃所持許可証、鉄砲所持許可証、刀剣類所持許可証の交付を受けている方 警備員に係る検定合格証、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている方	住所地进行を管轄する警察署	速やかに書換申請をしてください。 本籍地の住所に変更があった場合は、速やかに書換申請が必要です。 <例> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>旧表示</th> <th>新表示</th> <th>手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗像郡玄海町大字〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像郡玄海町〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像市大字〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像市〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	旧表示	新表示	手続き	宗像郡玄海町大字〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像郡玄海町〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像市大字〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像市〇〇	宗像市〇〇	不要
旧表示	新表示	手続き															
宗像郡玄海町大字〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像郡玄海町〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像市大字〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像市〇〇	宗像市〇〇	不要															
人命救助等に従事する者届出済証明書、使用人届出済証明書の交付を受けている方		「所持許可者」のみ、住所表示の変更の届出をしてください。															
風俗営業許可証、古物商・古物市場主の許可証、質屋許可証の交付を受けている方	営業所の所在地を管轄する警察署	住所表示の変更があった場合は、速やかに書換申請が必要です。 <例> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>旧表示</th> <th>新表示</th> <th>手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗像郡玄海町大字〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像郡玄海町〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像市大字〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>宗像市〇〇</td> <td>宗像市〇〇</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	旧表示	新表示	手続き	宗像郡玄海町大字〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像郡玄海町〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像市大字〇〇	宗像市〇〇	必要	宗像市〇〇	宗像市〇〇	不要
旧表示	新表示	手続き															
宗像郡玄海町大字〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像郡玄海町〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像市大字〇〇	宗像市〇〇	必要															
宗像市〇〇	宗像市〇〇	不要															
風俗営業管理者証の交付を受けている方		速やかに書換申請が必要です。															

件名	関係機関	手続き															
建築士事務所の開設登録を行っている方 建築士の登録を受けている方 建設業者の事務所所在地変更手続き 宅地建物取引業者の事務所所在地変更手続き 宅地建物取引主任者の登録を受けている方	福岡県宗像土木事務所建築指導課 宗像市大字東郷934-1 県宗像総合庁舎内 ☎0940-36-7560 福岡土木事務所建築指導課 福岡市東区箱崎1-18-1 県粕屋総合庁舎内 ☎092-641-0168 北九州土木事務所建築指導課 北九州市八幡西区則松3-7-1 県八幡総合庁舎内 ☎093-601-6442	住所表示に変更があった場合は、届出が必要です。ただし、市町村名のみの変更については、届出の必要はありません。 ※建築士については、一級、二級、木造の別を問いません。  <例> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">旧表示</td> <td style="text-align: center;">新表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宗像郡玄海町大字〇〇</td> <td style="text-align: center;">⇒ 宗像市〇〇</td> <td style="text-align: center;">手続き <u>必要</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宗像郡玄海町〇〇</td> <td style="text-align: center;">⇒ 宗像市〇〇</td> <td style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宗像市大字〇〇</td> <td style="text-align: center;">⇒ 宗像市〇〇</td> <td style="text-align: center;"><u>必要</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宗像市〇〇</td> <td style="text-align: center;">⇒ 宗像市〇〇</td> <td style="text-align: center;">不要</td> </tr> </table>	旧表示	新表示		宗像郡玄海町大字〇〇	⇒ 宗像市〇〇	手続き <u>必要</u>	宗像郡玄海町〇〇	⇒ 宗像市〇〇	不要	宗像市大字〇〇	⇒ 宗像市〇〇	<u>必要</u>	宗像市〇〇	⇒ 宗像市〇〇	不要
旧表示	新表示																
宗像郡玄海町大字〇〇	⇒ 宗像市〇〇	手続き <u>必要</u>															
宗像郡玄海町〇〇	⇒ 宗像市〇〇	不要															
宗像市大字〇〇	⇒ 宗像市〇〇	<u>必要</u>															
宗像市〇〇	⇒ 宗像市〇〇	不要															
診療所・施術所・整骨院・歯科技工所を開設されている方 毒物劇物販売業等の登録、薬局等の許可を受けている方 結核の指定医療機関になっている場合 原爆被害者一般疾病医療機関の指定を受けている場合 被爆者健康手帳をお持ちの方 環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、ホテル、旅館、公衆浴場、映画館、劇場の許可を受けている方)及び特定建築物の届出をされている方 環境関係の各法律に基づく許可、届出、登録をされている方(浄化槽法、廃棄物処理法、廃自動車条例、フロン回収法、水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、温泉法)	福岡県宗像保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 宗像市大字東郷934-1 県宗像総合庁舎内 ☎0940-36-2045 健康対策課 ☎0940-36-2366 衛生課 ☎0940-36-6098 環境課 ☎0940-36-6322	10日以内に住所変更の手続きを行ってください。 30日以内に住所変更の手続きを行ってください。 来庁の際に住所変更の手続きを行ってください。															
平成15年4月1日現在の家事審判・調停事件当事者について	福岡家庭裁判所 福岡市中央区大手門1-7-1 ☎092-711-9651	住所変更の届出をしてください。															

## 電話番号・郵便番号については変更ありません。◆住所表示の変更による手続きが必要ない主なものを掲載しています。

件名	関係機関	手続き
自動車運転免許証をお持ちの方 旅券(パスポート)をお持ちの方	宗像警察署 ☎0940-36-0110 福岡県パスポートセンター ☎092-725-9244	更新時に住所を変更します。なお、住所の変更を希望される方は最寄りの窓口で手続きできます。合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると、旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。また、旅券申請のため6ヶ月以内を取得した住民票、戸籍謄(抄)本は取得後、市名以外に変更があった場合取りなおす必要があります。
電話加入に関する契約をおこなっている方、 電話帳に掲載されている住所	NTT西日本 ☎局番なしの「116」	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。
郵便局における簡易保険の契約者、郵便貯金 通帳をお持ちの方	各郵便局	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、郵便局の窓口において手続きをしてください。
二輪の軽自動車(126~250cc)、二輪の小型自動車 及び普通自動車の自動車検査証を所持されている方	福岡運輸支局(登録部門) ☎092-673-1192	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、抹消登録をする場合は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。
政府管掌健康保険被保険者証をお持ちの方	福岡社会保険事務局 ☎092-415-3600	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者 国民年金基金受給者及び加入者	福岡県国民年金基金 ☎092-413-8713	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。
母子、寡婦福祉資金の貸付を受けている方	宗像保健福祉環境事務所 保健福祉課 ☎0940-36-2473	
食品の営業許可書を受けている方	衛生課 ☎0940-36-6098	
麻薬関係免許を受けている方	総務企画課 ☎0940-36-2045	合併時の手続きは必要ありませんが、次回更新時にその旨を申し出てください。
特定疾患及び小児慢性特定疾患医療受給者証 の交付を受けている方	福岡県保健福祉部健康対策課 ☎092-643-3267	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。
会社等(商業登記簿・法人登記簿等)の本店、主 たる事務所の所在地と代表者の住所	福岡法務局福岡出張所 ☎0940-42-0304	商業及び法人にかかる本店等の所在地の変更は、法務局が職権で修正します。また、代表者の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、申請してください。(非課税)
不動産所有者、仮登記権利者、抵当権者等(土地 建物登記簿等)の住所		合併により所有者の住所が変更になっても、旧町名を「宗像市」として読み替える規定があります。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、申請してください。(非課税)
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の所在		法務局において職権で変更します。
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外 許可証、制限外けん引許可証	許可証を発行した警察署	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。なお、書換えを希望される方は、左記警察署で手続きができます。(手数料不要)
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書 公正証書を受けている方	保管場所を管轄する警察署 福岡公証役場 ☎092-741-0310	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、新市発足前に作成された公正証書に基づき、新市発足後の権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。
国道(3号線、495号線)、県道及び河川占用許 可書を受けている方	福岡県宗像土木事務所用地課 管理係 ☎0940-36-2372	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。
狩猟免許を交付されている方	福岡農林事務所 ☎092-735-6121	